

外装工事が完了した 多世代活動交流センター

工事請負契約の変更契約(1584万円増)が きまりました



第4回定例会

平成30年第4回定例会が、12月4日から12日までの9日間にわたり開催されました。

提出議案は、専決処分承認に関するもの1件、条例の制定に関するもの5件、指定管理者の指定に関するもの1件、補正予算に関するもの5件、町道路線の廃止に関するもの1件、工事請負契約の変更契約の締結に関するもの1件、教育委員会委員の任命に関するもの1件の15議案で、いずれも承認・可決・同意されました。また、請願4件が提出され、2件が採択され、国に意見書を提出しました。そのほかに議員発議が1件提出され、可決されました。

一般職員の給与に関する 条例の一部改正

人事院及び埼玉県人事委員会の給与に関する勧告等を踏まえ、平均改定率0.2%の引き上げ改定を平成30年4月1日にさかのぼって適用するもの。また、年間の勤労手当を0.05月引き上げ、4.45月にする。

町長等の給与等に関する 条例の一部改正

年間の期末手当を0.05月引き上げて、4.45月にするもの。

議員発議

議会の議員の議員報酬等 に関する条例の一部改正

年間の期末手当を0.

05月引き上げて、4.45月にするもの。

〈反対討論〉

議員の報酬に関しては、人事院勧告に従う必要はない。(野田)

議員の報酬等は、議員の活動を見直すか、町長給与等を比べ少ないかなど検討し、決めるべきだ。(根岸)

一般会計補正予算

1億1066万円追加して、歳入歳出予算の総額を54億4362万円とするもの。

増額となった主な費用は、社会福祉費約3500万円、道路橋梁費約6200万円、小学校費約

500万円、文化財保護費約300万円等。

専決処分の承認

台風24号による公共施設等の被害に対し、209万円の災害復旧予備費を計上するもの。



倒木により破損した中央公民館駐輪場

工事請負契約の変更契約の締結について

問 入札後に見直し、額を上げるのでは、入札の意味がなくなるのではないか。

答 既存建物の改修工事なので、当初の設計で見込まず増額となった。

問 外構の追加工事は、すでに前からわかっていたと思うが。

答 地域包括ケアセンターの工事の時に施工予定であったが、水道管や排水管が浅くて中止した。本設計が完了していたので、今回の工事に追加した。

〈反対討論〉

駐車場の変更工事、床工事の変更、クーラー2台の追加、パラペット立ち上がり部分の防水工事等、改修工事とはいえ、最初から目視で確認できる部分は、本体工事として入札すべきであり、変更契約に反対する。(森)

請願審査

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書 **〔不採択〕**

〈賛成討論〉

社会保障政策を進めるためにも消費税増税に必ずしも反対ではない。増税対策など効果、必要性、公平性に納得がいかない。(野田)

消費税は収入の低い人ほど重い負担だ。一方、大企業の減税に消費税が使われてきた。軽減税率では、レジや経理システムを準備するため、大きな費用負担だ。(根岸)

当初、消費税は社会保障費と国の借金返済のため財政再建に充てることとで理解していた。最近では還元案など理解できないものが目白押し。(石井計次)

〈反対討論〉

少子高齢化で社会保障費の財源確保のため必要。大企業への応分の税負担も実施すべき。一方で消

費税交付金が町の大きな収入になる。(石井徹)

若者の数が年々減少しているが、年金、医療介護などの費用は増え続けている。財源確保は必要だ。(中山)

国に対し「建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書」の請願書 **〔採択〕**

〈反対討論〉

訴訟中の案件に対して意見書の提出は慎重であるべき。団体の意向をそのまま鳩山町議会として提出することは公益性に欠いている。(大賀)

〈賛成討論〉

過去10回の判決で勝訴し、メーカーの責任や個人事業者も対象になった。国と建材メーカーは、全ての被害者を救済すべきだ。(根岸)

国に対し「立憲主義を堅持し、憲法9条を守り、戦争しない日本を求める意見書」の提出を求める請願書 **〔不採択〕**

〈賛成討論〉

平和憲法を持つ日本は国際的に信頼されている。これからも9条を守り、日本だからこそ国際貢献をなすべきだ。(野田)

自衛隊を憲法9条に書き込むことで戦争をする日本に変わる。米国の軍勢力を買われ、米国の紛争や戦争に駆り出される。(根岸)

〈反対討論〉

憲法9条の目的は世界の恒久平和であり、国民の基本的人権をしっかりと守ることだ。自衛隊の存在と役割を明記する事は必要だ。(石井徹)

精神障害者の交通運賃割引の意見書提出を求める請願書 **〔採択〕**

〈賛成討論〉

精神障がい者に対しての取り組みが遅れており、速やかに現状を改善する必要がある。(野田)

精神障がい者も、身体的障がい者と同様に、公共交通機関の運賃割引制度が適用されるべきである。(中山)

精神障がい者の交通運賃に関する意見書

障がい者に対する交通運賃割引制度は、身体障がい者は昭和25年から、身体内部障がい者は平成2年から、知的障がい者は平成3年から実施されている。

近年、障がい者関係の法制は集中的に整備され、平成26年に政府が批准した障害者権利条約は、「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記されている。交通機関事業者が精神障がい者だけを除外することは、明らかに条約に違反する行為であり、このような状態に対する是正指導は、政府、行政の責任でもある。

よって、精神障がい者に身体障がい者及び知的障がい者と同等に交通運賃割引が適用されるよう、是正指導、勧告等の措置を行うことを強く要望する。(一部省略)

建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書

株式会社クボタのアスベスト被害者は、労災認定者を含め2万人を超えた。平成26年10月9日、最高裁判所判決を受け、厚生労働省は石綿工場に働いていた元労働者や遺族に対する和解手続きによる賠償金を支払う枠組みをつくった。

ところが、アスベストの最大の被害者である建設従事者に対する賠償の制度はなく、現在、建設従事者とその遺族が原告(被害者単位で645人)となり、国とアスベスト建材製造企業を被告とする裁判が、3つの高等裁判所と5つの地方裁判所で争われている。

アスベストを原因とする疾患は、重篤で完治はありえず、原告の中でも訴訟後138人(10月末現在)が亡くなっている。

よって、建設アスベスト訴訟の早期解決と、被害者の救済を強く求める。(一部省略)